

成年年齢の引き下げについて考える《改正民法が成立》

成年年齢が、2022年4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられますが、民法の成年の定義が見直されるのは、約140年ぶりです。そもそも成年年齢が変わると何が変わのでしょうか？私たちの暮らしにどのように影響をおよぼすのかちょっと考えてみませんか？

そもそも成年の定めは・・・？

古い文献にも成年の定めというものが乏しく、12世紀末の武家時代には、13歳から15歳頃に衣服の袖を詰めたり、幼名を改めたり、神事に参加したり、結婚も許されたりしたという社会慣習がありました。その後鎖国時代も終わり、欧米では21歳から25歳ほどだった基準も考慮して、明治9年太政官布告の丁年制度が満20歳を成年と定義し、現在の民法で20歳成年を定めたであろうとの説があります。

年齢に関する条項が含まれる法律はたくさんあります

民法より先に公職選挙法が改正され、満18歳で選挙権が与えられますが、民法、少年法をはじめとして、年齢に関する条項が含まれる対象法令数は343もあります。民法改正で成年年齢18歳に変わると、すべてが変わるように思いがちですが、結婚できる年齢は戸籍法、お酒に関しては未成年者飲酒禁止法、自動車運転免許の取得年齢は道路交通法で規定など、民法以外の法律が定めています。

では、民法の成年年齢の正体は何でしょうか？一つは親の同意がなくても一人で高額な商品を購入することができる年齢であること、もう一つは、父母の「親権」に服さなくなる年齢であることです。つまり、携帯電話の契約、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、ローンを組む時に親の同意が不要になります。親権に服さない為、自分の居住や進学、就職なども自分の意志で決定できるようになるのです。

成年年齢引き下げに関して注意したいこと

「未成年者取消権」とは、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合に、民法で定められた「未成年者取消権」によりその契約を取り消すことができます。これは未成年者を保護するものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしていますが、この権利がなくなってしまふのです。

満18歳成年では、高校生在学中であっても自分自身に責任が生じます。社会経験が乏しいまま、様々な契約のルールの知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。保護がなくなった成年を狙い撃ちする悪質な業者もいます。そうした消費者トラブルに遭わない為には、未成年のうちから保護者と共に契約に関する知識を学び、ルールを知った上でその契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。成年年齢の引き下げについて、これから成人を迎える中高生の皆さんは、ぜひ、ご家族やお友達と話題にしてみてください。インターネットの政府広報オンラインでもお知らせしています。

消費生活相談のことなら・・・

- ▶ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- ▶ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- ▶ 消費者ホットライン ☎188